

関税率法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の改正

漢方薬原料及びふっ化水素の基本税率を無税とする。

二、暫定関税率等の適用期限の延長

平成二十四年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を一年延長する。

三、貿易円滑化のための税関手続の改善

1 輸出申告及び輸入申告に際して税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、税関長が輸出又は輸入の許可の判断のために必要な場合等に提出を求めることとする。

2 再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナーについて、国内運送への使用に係る制限を撤廃するとともに、再輸出までの期間の原則を三月間から一年に延長する。

四、税関における水際取締りの強化

1 外国貿易船の積荷に関する事項について、外国貿易船の運航者等及び積荷の荷送人は、船積港を出港する前に税関に原則として電子的に報告しなければならない。

2 財務大臣は、外国税関当局に提供した情報について、外国税関当局から刑事手続に使用することにつき要請があった場合、一定の要件の下に同意できる。

3 違反行為者とともに法人等を処罰する場合において、法人等に対する公訴時効期間を違反行為者に対する公訴時効期間と同一とする。

五、沖縄県における関税制度上の特例措置の延長

平成二十四年三月三十一日に適用期限が到来する特定免税店制度等の適用期限を五年延長する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二十四年四月一日から施行する。